別紙1

平成27年度愛媛県計画に関する

事後評価

令和元年12月

愛媛県

１．事後評価のプロセス

**（１）「事後評価の方法」の実行の有無**

　事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

|  |
| --- |
| ☑　行った  （実施状況）  　・令和元年11月６日　愛媛地域医療構想推進戦略会議において議論  　□　行わなかった  　（行わなかった場合、その理由） |

**（２）審議会等で指摘された主な内容**

　事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

|  |
| --- |
| 審議会等で指摘された主な内容  ・特になし |

２．目標の達成状況

平成27年度愛媛県計画に規定する目標を再掲し、平成30年度終了時における目標の達成状況について記載。

|  |
| --- |
| **□愛媛県全体**  **①　愛媛県の医療と介護の総合的な確保に関する目標**  「新たな財政支援制度」の対象事業（５本柱※１）について、地域医療構想が未策定であるが、平成２７年度は計画では、医師会等関係団体からの提案を基に、関係団体との協議（※２）を重ね、地域にとって明らかに不足している医療資源等を投入するなどの事業に取り組むことにより、地域の課題を解決するとともに、医療と介護の総合的な確保を図ることとする。  　※１　新たな財政支援制度の対象事業（５本柱）  ①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業  （病床の機能分化・連携）  ②居宅等における医療の提供に関する事業（在宅医療・介護サービスの充実）  ③介護施設等の整備に関する事業  ④医療従事者の確保に関する事業（医療従事者等の確保・養成）  ⑤介護従事者の確保に関する事業  ※２　関係団体からの提案事業を「医療圏事業」と「全県事業」に区分し、「医療圏事業」は地域の関係団体と、「全県事業」は全県レベルの関係団体と協議（検討会の開催等）を行い、優先事業を選定。  **②　計画期間**  平成27年4月１日～平成31年３月31日  **③　実施事業（30年度分）**  　・病床機能分化連携基盤整備事業（施設整備）（圏域事業）  ・病床機能分化連携基盤整備事業（医師派遣）（圏域事業）  ・在宅歯科医療連携室整備事業（全県事業）  　　　・看護師等養成所運営費補助金（全県事業）  ・小児救急電話相談事業（全県事業） |
| **□愛媛県全体（達成状況）**  **１）目標の達成状況**  **①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**  **【定量的な目標値】**  高度急性期　１，１２１床（事業実施により＋２床）  急性期　　　９，３８７床（事業実施により－13床）  回復期　　　２，３０４床（事業実施により＋11床）  慢性期　　　５，３６１床  （病床数は平成29年７月１日時点）  **②　居宅等における医療の提供に関する目標**  在宅歯科診療について、歯科、医科、介護及び行政等の連携体制を構築して窓口機能を一元化するとともに、住民への普及啓発を行い、在宅医療提供体制の充実と普及促進を図った。  **④　医療従事者の確保に関する目標**  看護師等養成所の運営費を補助することにより、教育内容の充実を図った。また、時間外における小児軽症患者の救急受診について、医師等が電話相談により症状に応じた適切な受診を促すことで、患者及び医療機関の負担軽減を図った。  **２）見解**  上記事業により、県全体として在宅医療の推進及び医療従事者の養成、確保及び負担軽減が一定程度進んだ。  **３）改善の方向性**  　　　今後も、各圏域の計画及び県地域医療計画を踏まえた事業を継続して実施する必要がある。  **４）目標の継続状況**  　　☑　令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。  　　□　令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。 |
| ■**宇摩圏域**  **①　宇摩圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標**  　　　　宇摩圏域では、地元保健所が調整役となり、市、市医師会、医療機関等に要望調査を実施した上で、ヒアリング及び検討会を実施した結果、地域の課題は、高度急性期及び回復期機能について、構想区域内で完結できるよう医療機能の充実や医療機関の連携強化や、在宅医療充実のための「かかりつけ医」の推進、医療従事者不足となっており、これら諸課題を解決するため、次の事業を実施する。  　　　・病床機能分化連携基盤整備事業（施設整備）（圏域事業）  ・在宅歯科医療連携室整備事業（全県事業）  　　　・看護師等養成所運営費補助金（全県事業）  ・小児救急電話相談事業（全県事業）  **②　計画期間**  平成27年4月1日～平成31年3月31日 |
| **□宇摩圏域（達成状況）**  **１）目標の達成状況**  **①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**  **【定量的な目標値】**（病床数は平成29年７月１日時点）  高度急性期　　　１０床（目標との差　４１床不足）  急性期　　　　４８８床（目標との差　１７１床超過）  回復期　　　　１３３床（目標との差　１６１床不足）  慢性期　　　　３２３床（目標との差　１０６床超過）  **②　居宅等における医療の提供に関する目標**  在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科診療の実施及び普及促進により、在宅医療の充実を図った。  **④　医療従事者の確保に関する目標**  看護師養成所施設整備事業により、看護師養成所の学生に対する教育環境改善に寄与した。  **２）見解**  高度急性期病床への転換を伴う施設等整備が行われたことにより、圏域内での救急患者受け入れ体制が充実し、圏域内の機能分化が促進された。  **３）改善の方向性**  病床機能の転換は、同地域の地域医療構想を踏まえ、バランスの取れた医療提供体制の整備に向けて、今後も圏域内の施設間で引き続き協議し、事業を継続して実施する必要がある。  **４）目標の継続状況**  　　　☑　令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。  　　　□　令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。  ■**新居浜・西条圏域**  **①　新居浜・西条圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標**  　　　　新居浜・西条圏域では、地元保健所が調整役となり、各市、市医師会、医療機関等に要望調査を実施した上で、ヒアリング及び検討会を実施した結果、地域の課題は、地域の実情に沿った病床機能の連携等や小児・周産期医療、救急医療、在宅医療等に係る人材不足等であり、これら諸課題を解決するため、次の事業を実施する。  ・在宅歯科医療連携室整備事業（全県事業）  　　　　・看護師等養成所運営費補助金（全県事業）  ・小児救急電話相談事業（全県事業）  **②　計画期間**  平成27年4月1日～平成31年3月31日  **□新居浜・西条圏域（達成状況）**  **１）目標の達成状況**  **①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**  　　　27年度基金を使った圏域事業なし  **【定量的な目標値】**（病床数は平成29年７月１日時点）  高度急性期　　４０床（目標との差　１５６床不足）  急性期　　　　１，３９５床（目標との差　５６９床超過）  回復期　　　　３９２床（目標との差　２８５床不足）  慢性期　　　　８４３床（目標との差　１９５床超過）  **②　居宅等における医療の提供に関する目標**  在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科診療の実施及び普及促進により、在宅医療の充実を図った。  **④　医療従事者の確保に関する目標**  看護師養成所施設整備事業により、看護師養成所の学生に対する教育環境改善に寄与した。  **２）見解**  在宅歯科診療による医科歯科連携、在宅医療の推進が図られ、また看護師養成所の運営費補助により教育の質を向上させ、優秀な人材を養成することにより、地域医療を支える人材の育成につながった。  **３）改善の方向性**  　　　今後も同地域の地域医療構想を踏まえた事業を継続して実施する必要がある。  **４）目標の継続状況**  　　　☑　令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。  　　　□　令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。 |
| ■**今治圏域**  **①　今治圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標**  　　　今治圏域では、保健所が調整役となり、各市町、郡市医師会、医療機関に要望調査を実施した上で、医師会が中心となって事業要望を取りまとめた結果、地域の課題は、病床機能分化の推進、地域の実情に沿った病床機能の連携、在宅医療に係る人材不足、在宅急変患者の受入れ病院不足のほか、疲弊している救急医療対策を維持するための医師不足などであり、これら諸課題を解決するため、次の事業を実施する。  ・病床機能分化連携基盤整備事業（医師派遣）（圏域事業）  ・在宅歯科医療連携室整備事業（全県事業）  　　　・看護師等養成所運営費補助金（全県事業）  ・小児救急電話相談事業（全県事業）  **②　計画期間**  平成27年4月1日～平成31年3月31日 |
| **□今治圏域（達成状況）**  **１）目標の達成状況**  **①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**  27年度基金を使った圏域事業なし  **【定量的な目標値】**（病床数は平成29年７月１日時点）  　　　　　高度急性期　　　２３床（目標との差　９６床不足）  　　　　　急性期　　　　　１，３８９床（目標との差　７０７床超過）  　　　　　回復期　　　　　１７６床（目標との差　５３２床不足）  慢性期　　　　　７０６床（目標との差　２７６床超過）  **②　居宅等における医療の提供に関する目標**  在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科診療の実施及び普及促進により、在宅医療の充実を図った。  **④　医療従事者の確保に関する目標**  看護師養成所施設整備事業により、看護師養成所の学生に対する教育環境改善に寄与した。  **２）見解**  本県では、救急を担う医師や看護師等の医療人材不足の中、今ある医療人材を有効活用しながら、急性期を担う病院が安心して高度急性期への病床転換が行える環境整備をするため、病床転換が可能と思われる医療機関を中心に医師派遣や地域連携等により地域や診療科にみられる医療人材の偏在の調整を行っており、この事業の実施により、当圏域内の病床機能が維持可能となっている。  **３）改善の方向性**  圏域内で病床転換が行える環境を整備するため、新たな医療人材を育てる事業を行いながら、医師派遣や地域連携等により地域や診療科にみられる医療人材の偏在の調整し、同地域の地域医療構想を踏まえたバランスの取れた医療提供体制の整備に向けて、今後も圏域内の施設間で引き続き協議し、事業を継続して実施する必要がある。  **４）目標の継続状況**  　　　☑　令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。  　　　□　令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。 |
| ■**松山圏域**  **①　松山圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標**  　　　　松山圏域では、保健所が調整役となり、各市町、郡市医師会、郡市歯科医師会、医療機関に要望調査を実施した上で、ヒアリングを実施した結果、地域の課題は、病床機能分化の推進、在宅医療支援拠点の整備、在宅歯科診療の推進、圏域の診療機能を維持するための医師やスタッフの不足などであり、これら諸課題を解決するため、次の事業を実施する。  ・病床機能分化連携基盤整備事業（施設整備）（圏域事業）  ・病床機能分化連携基盤整備事業（医師派遣）（圏域事業）  ・在宅歯科医療連携室整備事業（全県事業）  　　　・看護師等養成所運営費補助金（全県事業）  ・小児救急電話相談事業（全県事業）  **②　計画期間**  平成27年4月1日～平成31年3月31日 |
| **□松山圏域（達成状況）**  **１）目標の達成状況**  **①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**  **【定量的な目標値】**（病床数は平成29年７月１日時点）  高度急性期　　１，０１８床（目標との差　２３７床不足）  急性期　　　　４，０３０床（目標との差　２，０３５床超過）  回復期　　　　１，２００床（目標との差　８６７床不足）  慢性期　　　　２，４０１床（目標との差　１，０１５床超過）  **②　居宅等における医療の提供に関する目標**  在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科診療の実施及び普及促進により、在宅医療の充実を図った。  **④　医療従事者の確保に関する目標**  小児救急医療電話相談事業により、小児救急医療に係る医療機関の負担が軽減された。  **２）見解**  当年度に病床機能転換を伴った施設整備を行ったことにより、同地域の地域医療構想を踏まえた病床機能分化を進めることができた。  また、本県では、救急を担う医師や看護師等の医療人材不足の中、今ある医療人材を有効活用しながら、急性期を担う病院が安心して高度急性期への病床転換が行える環境整備をするため、病床転換が可能と思われる医療機関を中心に医師派遣や地域連携等により地域や診療科にみられる医療人材の偏在の調整を行っており、この事業の実施により、当圏域内の病床機能が維持可能となっている。  **３）改善の方向性**  　　　同地域の地域医療構想を踏まえた病床機能分化をさらに進めるため、各事業を継続して実施する必要がある。  **４）目標の継続状況**  　　　☑　令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。  　　　□　令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。 |
| ■**八幡浜・大洲圏域**  **①　八幡浜・大洲圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標**  　　　　八幡浜・大洲圏域では、保健所が調整役となり、各市町、郡市医師会、医療機関に要望調査を実施した上で、ヒアリング及び検討会を実施した結果、地域の課題は、病床機能分化の推進、地域の実情に沿った病床機能の連携等や在宅医療支援拠点の整備、圏域の診療機能を維持するための医師やスタッフの不足などであり、これら諸課題を解決するため、次の事業を実施する。  ・病床機能分化連携基盤整備事業（医師派遣）（圏域事業）  ・在宅歯科医療連携室整備事業（全県事業）  　　　・看護師等養成所運営費補助金（全県事業）  ・小児救急電話相談事業（全県事業）  **②　計画期間**  平成27年4月1日～平成31年3月31日 |
| **□八幡浜・大洲圏域（達成状況）**  **１）目標の達成状況**  **①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**  **【定量的な目標値】**（病床数は平成29年７月１日時点）  　　　　　高度急性期　　　０床（目標との差　５９床不足）  　　　　　急性期　　　　　１，００３床（目標との差　５１７床超過）  　　　　　回復期　　　　　２３５床（目標との差　４５８床不足）  慢性期　　　　　５２４床（目標との差　８１床超過）  **②　居宅等における医療の提供に関する目標**  在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科診療の実施及び普及促進により、在宅医療の充実を図った。  **④　医療従事者の確保に関する目標**  小児救急医療電話相談事業により、小児救急医療に係る医療機関の負担が軽減された。  **２）見解**  本県では、救急を担う医師や看護師等の医療人材不足の中、今ある医療人材を有効活用しながら、急性期を担う病院が安心して高度急性期への病床転換が行える環境整備をするため、病床転換が可能と思われる医療機関を中心に医師派遣や地域連携等により地域や診療科にみられる医療人材の偏在の調整を行っており、この事業の実施により、当圏域内の病床機能が維持可能となっている。  **３）改善の方向性**  　　　圏域内で病床転換が行える環境を整備するため、新たな医療人材を育てる事業を行いながら、医師派遣や地域連携等により地域や診療科にみられる医療人材の偏在の調整し、同地域の地域医療構想を踏まえたバランスの取れた医療提供体制の整備に向けて、今後も圏域内の施設間で引き続き協議し、事業を継続して実施する必要がある。  **４）目標の継続状況**  　　　☑　令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。  　　　□　令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。 |
| **■宇和島圏域**  **①　宇和島圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標**  　　　　宇和島圏域では、地元保健所が調整役となり、各市町、郡市医師会、医療機関等に要望調査を実施した上で、ヒアリング及び検討会を実施した結果、地域の課題は、小児・周産期医療に係る医師不足、在宅医療に係る人材不足、救急医療等に係る医師やスタッフ不足などであり、これら諸問題を解決するため、次の事業を実施する。  　　　　・地域医療体制確保医師派遣事業  **②　計画期間**  平成27年4月1日～平成31年3月31日 |
| **□宇和島圏域（達成状況）**  **１）目標の達成状況**  **①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**  **【定量的な目標値】**（病床数は平成29年７月１日時点）  　　　　　高度急性期　　　　　３０床（目標との差　９０床不足）  　　　　　急性期　　　　１，０８２床（目標との差　６６４床超過）  　　　　　回復期　　　　　　１６８床（目標との差　２８６床不足）  慢性期　　　　　　５６４床（目標との差　２５９床超過）  **②　居宅等における医療の提供に関する目標**  在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科診療の実施及び普及促進により、在宅医療の充実を図った。  **④　医療従事者の確保に関する目標**  小児救急医療電話相談事業により、小児救急医療に係る医療機関の負担が軽減された。  **２）見解**  　　　本県では、救急を担う医師や看護師等の医療人材不足の中、今ある医療人材を有効活用しながら、急性期を担う病院が安心して高度急性期への病床転換が行える環境整備をするため、病床転換が可能と思われる医療機関を中心に医師派遣や地域連携等により地域や診療科にみられる医療人材の偏在の調整を行っており、この事業の実施により、当圏域内の病床機能が維持可能となっている。  **３）改善の方向性**  圏域内で病床転換が行える環境を整備するため、新たな医療人材を育てる事業を行いながら、医師派遣や地域連携等により地域や診療科にみられる医療人材の偏在の調整し、同地域の地域医療構想を踏まえたバランスの取れた医療提供体制の整備に向けて、今後も圏域内の施設間で引き続き協議し、事業を継続して実施する必要がある。  **４）目標の継続状況**  　　　☑　令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。  　　　□　令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。 |

３．事業の実施状況

平成27年度愛媛県計画に規定した事業について、平成30年度終了時における事業の実施状況を記載。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の区分 | １　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（病床の機能分化・連携） | |
| 事業名 | 【27年度】No.1  病床機能分化連携基盤整備事業 | 【総事業費】  1,557,213千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全県域 | |
| 事業の実施主体 | 医療機関、県医師会等 | |
| 事業の期間 | 平成２７年４月１日～平成３７年３月３１日  ☑継続　／　□終了 | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 医療機関等が行う病床の転換等を伴う施設・整備事業等に対して補助を行い、病床の機能分化・連携を推進する。 | |
| アウトカム指標　高度急性期病床の機能強化を行った病院数：１、急性期病床の機能強化を行った病院数：２、回復期病床の機能強化を行った病院数：４ | |
| 事業の内容  （当初計画） | ○病床の削減、転換等を伴う施設・設備整備　　　　　　　５箇所  ○病床の機能分化・連携に関する事業　　　　　　　　　　４箇所  ○ＩＣＴを活用した地域医療ネットワークの基盤整備　等　２箇所 | |
| アウトプット指標  （当初の目標値） | 高度急性期、急性期及び回復期病床を機能強化し、将来転換を促進する施設・設備整備数（７機関） | |
| アウトプット指標  （達成値） | 高度急性期、急性期及び回復期病床を機能強化し、将来転換を促進する施設・設備整備数（３機関） | |
| 事業の有効性  ・効率性 | 事業終了後1年以内のアウトカム指標　→　確認できた  高度急性期病床の機能強化を行った病院数：０、急性期病床の機能強化を行った病院数：０、回復期病床の機能強化を行った病院数：３ | |
| 1. **事業の有効性**   回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟などへの病床機能の転換など、地域包括ケアシステム構築に向けた機能分化が図られた。  **（２）事業の効率性**  急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保できるように病床の機能分化が促されることが期待できる。 | |
| その他 |  | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の区分 | ２　居宅等における医療の提供に関する事業(在宅医療・介護サービスの充実) | |
| 事業名 | 【27年度】No.7  在宅歯科医療連携室整備事業 | 【総事業費】  128,844千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全県域 | |
| 事業の実施主体 | 県歯科医師会等 | |
| 事業の期間 | 平成２７年４月１日～平成３１年３月３１日  □継続　／　☑終了 | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 高齢者の口腔ケアの推進を図るため、医療・介護との連携窓口、在宅歯科診療や口腔ケア指導などを行う歯科診療所等の紹介、在宅歯科診療希望者の受付等を行う連携室の運営について補助する。 | |
| アウトカム指標：在宅での歯科治療件数の増加  訪問歯科診療件数の増加（H28:41,582件→H30:43,661件(５％増)） | |
| 事業の内容  （当初計画） | ・各連携機関との調整窓口  ・在宅歯科医療希望者等の相談窓口  ・在宅歯科医療や口腔ケア指導等の実施歯科診療者等の紹介  ・居宅患者に対する歯科診療者の派遣  ・離島・無歯科医地区に対する口腔ケア対策事業  ・在宅歯科医療に関する広報・啓発  ・歯科医師及び歯科衛生士に対する研修 | |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 連携室による相談対応件数の増加　H29：2,590件→H30：3,034件 | |
| アウトプット指標（達成値） | 連携室による相談対応件数の増加　H29：2,590件→H30：1,403件 | |
| 事業の有効性  ・効率性 | 事業終了後1年以内のアウトカム指標　→　確認できた  在宅での歯科治療件数の増加、訪問歯科診療件数の増加  （H29:43,115件→H30実績:50,445件(17％増)） | |
| **（１）事業の有効性**  相談件数は事業開始後一定期間経過したことから、当初の目標値を達成できなかったが、歯科医院への直接依頼が増えており、在宅歯科医療が浸透した結果ととれる。今後も医療・介護と連携し、通院困難な高齢者、要介護者等への在宅歯科医療の利用普及に勤める。  **（２）事業の効率性**  連携室を既存の歯科医院内に設置することにより、スムーズに窓口業務や機器の管理を行うことができた。 | |
| 備考 |  | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の区分 | １　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（病床の機能分化・連携） | |
| 事業名 | 【27年度】No.10  病床機能分化連携基盤整備事業  （地域医療体制確保医師派遣事業） | 【総事業費】  90,214千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全県域 | |
| 事業の実施主体 | 郡市医師会、県医師会、愛媛大学医学部 | |
| 事業の期間 | 平成２７年４月１日～平成３１年３月３１日  □継続　／　☑終了 | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 病床の機能分化・連携や在宅医療・介護の推進に対応するため、各圏域の医療機関等が協力し、医師を派遣する体制を構築する。 | |
| アウトカム指標：  ・支援を受け体制を確保できた医療機関数（目標：25機関）  ・退棟患者のうち同一院内の他棟以外に退棟した患者数の割合（病床機能報告制度）（H29:78.5％→H30:78.7％） | |
| 事業の内容  （当初計画） | 協力医療機関から要支援医療機関に医師を派遣し、協力医療機関に対して医師派遣調整金を支給する（12千円／時間）。  【協力医療機関】  ・２人体制の開業医など、診療日等によっては医師の派遣が可能な医療機関  【要支援医療機関】  ・医師不足等により診療日等によっては医師の派遣を必要とする医療機関 | |
| アウトプット指標  （当初の目標値） | ・協力医療機関から要支援機関に派遣された医師の診療時間（10,000時間以上）  ・地域の連携体制の構築に取り組む圏域数（１圏域） | |
| アウトプット指標  （達成値） | ○協力医療機関から要支援機関に派遣された医師の診療時間（H30実績：8,451時間）  ○地域の連携体制の構築に取り組む圏域数（H30実績：１圏域） | |
| 事業の有効性  ・効率性 | 事業終了後1年以内のアウトカム指標　→　一部確認できた  ・支援を受け体制を確保できた医療機関数→（H30実績：21機関）  ・退棟患者のうち同一院内の他棟以外に退棟した患者数の割合（病床機能報告制度）→確認できた（H29:78.5％→H30:78.7％） | |
| **（１）事業の有効性**  　転換可能な病院に対し、高度急性期への病床転換を促進させるため、地域連携により現状の人材を活用しながら、医師偏在を調整することが必要。  **（２）事業の効率性**  地域医療構想に即した機能分化や連携推進を図るため、潜在的に転換可能な病院に対する医師派遣と並行し、救急医療体制の充実のため、「t-PAホットライン」や「急性冠症候群(ASC)ネットワーク」の体制を取り入れ、実績が上がっている。 | |
| 備考 |  | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の区分 | ４　医療従事者の確保に関する事業(医療従事者等の確保・養成) | |
| 事業名 | 【27年度】No.21  看護師等養成所運営費補助金 | 【総事業費】  174,591千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全県域 | |
| 事業の実施主体 | 看護専門学校等 | |
| 事業の期間 | 平成２７年４月１日～平成３１年３月３１日  □継続　／　☑終了 | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 看護師等養成所の運営費を補助することにより、教育内容の充実を図る。 | |
| アウトカム指標：卒業者に占める県内就業率の増加（H29:75.1％→H30:75.5％） | |
| 事業の内容  （当初計画） | 看護師等養成所の運営に必要な次の経費を支援。  ・教員経費  ・事務職員経費  ・生徒経費  ・研修経費　等 | |
| アウトプット指標  （当初の目標値） | 補助施設数（８カ所） | |
| アウトプット指標（達成値） | 補助施設数（H30実績：８カ所） | |
| 事業の有効性  ・効率性 | 事業終了後1年以内のアウトカム指標　→　確認できた  卒業者に占める県内就業率の増加（H30実績:73.1％） | |
| **（１）事業の有効性**  本事業の実施により、当該養成所における質の高い看護教育の提供が行えたと考える。  **（２）事業の効率性**  看護職員の新規確保の根幹的な役割を果たす看護師等養成所の運営に対する補助を行うことが、より質の高い看護教育の提供に繋がり、県内における看護職員の新規確保及び質の高い医療の提供が行える。 | |
| 備考 |  | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の区分 | ４．医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【27年度】No.22  小児救急医療電話相談事業 | 【総事業費】  42,914千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全圏域 | |
| 事業の実施主体 | 県 | |
| 事業の期間 | 平成２７年４月１日～平成３１年３月３１日  □継続　／　☑終了 | |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 小児医療に携わる医療機関及び医師の負担軽減等を図るとともに、小児の急な病気や怪我等に関する保護者の育児不安を緩和する。 | |
| アウトカム指標：年間電話相談件数（10,000件） | |
| 事業の内容  （当初計画） | 小児の急な病気やケガに関する保護者の相談に対し、医師、看護師が電話相談に応じる。 | |
| アウトプット指標  （当初の目標値） | 電話相談者満足度（目標：100％） | |
| アウトプット指標（達成値） | 電話相談者満足度（H30実績：99.6％） | |
| 事業の有効性  ・効率性 | 事業終了後1年以内のアウトカム指標：年間電話相談件数  →　確認できた（H30実績：13,162件） | |
| **（１）事業の有効性**  　本事業の実施により、愛媛県の全域において、保護者の育児不安の緩和を図るとともに、症状に応じた適切な受診を促すことにより、患者・医療機関の負担軽減が図られたと考える。  **（２）事業の効率性**  本事業は、民間サービス業者に委託して実施している。 | |
| その他 |  | |